

議案第13号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する教育職員免許状授与申請業務に係る損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

西伯郡伯耆町 個人

2 和解の要旨

県は、和解の相手方に対し、紛失した鳥取県収入証紙相当額の損害賠償金の支払義務があることを認め、3,300円を支払うものとする。

3 事件の概要

(1) 事件の発生日

平成22年10月1日

(2) 事件の内容

教育職員免許状の授与申請書について、添付書類が一部不足していたため、申請者に返送したところ、郵便物が不着となり、申請書に貼り付けられていた鳥取県収

入証紙が紛失したことによる損害について、紛失した鳥取県収入証紙相当額を支払うことで和解しようとするものである。